

EC対外関係の基本構造

大 限 宏

一 はじめに

世界社会における第一義的行動主体は、いうまでもなく国家である。それは、世界社会が一般に国際 (International) 社会として特徴付けられているという事実に端的に示される通りである。しかし同時に、われわれは国家以外の行動主体の存在をも無視することはできない。それは、最近のUNCTAD、OPEC、多国籍企業等の活動に象徴されるように、世界社会の動向に大きなインパクトを及ぼすに至っている。

このような非国家行動主体 (Non-State Actor) の一つとして近年特にその活動が顕著なのが地域統合体としてのEC (欧州共同体) である。一九六七年にECS (欧州石炭鉄鋼共同体・一九五二年発足)、EEC (欧州経済共同体・一九五八年発足)、EURATOM (欧州原子力共同体・一九五八年発足) の三共同体の合体によって形成されたECは、一九七三年には原構成国六ヶ国 (フランス、西ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ) に新たに三ヶ国 (イギリス、デンマーク、アイルランド) を加え、九ヶ国からなる拡大ECへと発展を遂げ、世界経済・世界政治の展開に以前にもまして一層大きな比重を占めるに至っている。⁽¹⁾

経済的には、約二億六〇〇〇万人の人口を擁するECは、世界貿易全体の約四〇％を構成九ヶ国間の域内貿易を

除外した場合は約二〇％)を占める世界最大の貿易単位であり(一九七四年)、七〇以上の国々と各種の通商・貿易協定により緊密な経済関係を形成している。また、ルクセンブルグ、アイルランド以外のD A C加盟七ヶ国の政府開発援助額も一九七五年では約六〇億ドルとD A C加盟国中約四四％を占め、アメリカの約三〇％を凌駕して第一位となっている。⁽²⁾

政治的にも、E Cは行動主体としての実績を着実に積み重ねてきている。G A T Tの関税一括引き下げ交渉(ケネディ・ラウンド等)において、あるいはまたさまざまな経済交渉において、E Cは一つの統一的な交渉主体としての性格を徐々に実体化しつつある。アメリカ、日本、カナダ、チリ、更にはパリのO E C D本部およびジュネーブに本部を置く各種の国際機関にはE Cの外交代表部が設置されている。さらにまた、こうしたE Cの存在は他の行動主体によって新しい行動主体としての認知を受けるに至っている。⁽³⁾ E C本部のあるブラッセルには一〇〇以上の国々の外交代表部が設置されており、世界政治の中心地の一つとなっている。また、国連では総会および各種の専門機関においてE Cはオブザーバーの資格を付与されている。⁽⁴⁾

このように、経済の領域において、さらにまた政治の領域においても、E Cは世界社会の重要な構成要素の一つとなっている。ところでこうしたE Cにとって環境世界との関係を最小限に抑えて閉鎖的小宇宙を形成するということはますます困難になっている。相互連関性(interconnectedness)の深化という今日的情況の下において、E Cはその主観的意図の如何を問わず他の行動主体との間に緊密な相互作用を営まざるをえないのである。それではE Cはこれまで他の行動主体との間にどのような関係を展開してきたのであろうか。それは今後どのような行動軌跡を辿るのであろうか。ヨハン・ガルトゥング(Johan Galtung)が主張するように、新たな「超大国」(super-power)として帝国主義的な支配・従属関係を環境世界との間に構築してゆくのであろうか。⁽⁵⁾ それとも、民族国家とは異質な行動原理に基く新しいタイプの行動主体として、ゼロ・サム・ゲーム的パワー・ポリティックスを超克

した新たな関係を発展させるのであろうか。

本稿は、以上のような問題関心に基きながら E C 対外関係の基本構造を探ろうとするものである。その目的は E C の対外関係についての全体的な鳥瞰図を作製することにある。それは、従来 E C の内的増殖過程のみが主たる研究対象とされ、その外延的拡大過程が往々にして空白のまま残されていたという状況に対する一つの問題提起でもある。以下、E C 対外関係の基本的性格、法的基礎、および行動軌跡の検討という三つの作業が行われ、それらを踏まえた上で E C 対外関係の問題点の指摘がなされる。

二 基本的性格

E C の対外関係は、基本的には E E C の対外関係に還元させることができる。もちろん、E C S C および E U R A T O M にも対外関係が存在することはいうまでもない。両者はそれぞれ第三国とさまざまな協定を締結しており、また国際組織にも積極的な参画を行っている⁽⁶⁾。しかしながら、これら二つの共同体の環境世界との結び付きは技術的な性格が強く、またその活動も依拠する設立条約（それぞれパリ条約および第二ローマ条約）の規定の範囲外にまで発展することも少い。その意味では、その対外的インパクト（世界社会における重要性）は E E C のそれに比較して小さなものでしかないのである⁽⁷⁾。

それでは、E E C の対外関係として把握される E C の対外関係にはどのような基本的性格が認められるのであろうか。⁽⁸⁾ まず第一に指摘されるのは、環境世界との交流に対する消極的な姿勢である。E E C の結成それ自体は西ヨーロッパ六ヶ国の対外関係に対する強い関心を色濃く反映するものであった。すなわち、第二次大戦後の荒廃の中でアメリカ、ソ連という新興超大国にはさまれて地盤沈下を引き起した西ヨーロッパの世界社会における影響力をいかにして回復するか——これこそが E E C の結成およびその後の諸活動を支える基本的動因であった⁽⁹⁾。しかし、

こうした対他関係に対する強い関心に基きながらも、EECが具体的に採用した戦略はきわめて慎重なものであった。すなわち、専ら内部志向に徹底して、自己充足的小宇宙の形成に全精力を傾け、外部世界との関係を最小限なものに止めたのであった。

従って、EECの対外関係は積極的に外部世界との間に関係を求めてゆくという性格のものではなく、むしろ外部の環境世界からの要求——刺激——に対して反応を行うという受動的なものとして性格付けられるものである⁽¹⁰⁾。その意味では、外部世界とEECとの間に形成された関係の絆はケネス・トゥイッチェ (Kenneth Titchett) が強調するように、EECの対外政策 (Foreign Policy) に基いて生み出されたものとは到底言えないものである。すなわち、EECと外部世界との間には一定の基本原則に依拠した体系的な関係の展開は行われてこなかったのである⁽¹¹⁾。個々バラバラな関係のモザイク的集合体、それがEECの対外関係の総体なのである。

第二に指摘されるのは、対外関係の次元をめぐる問題である。EECは文字通り経済共同体 (Economic Community) である。それは具体的には、工業製品に関する関税同盟の形成と、農業共同市場の形成すなわち農産品に関する共通農業政策 (Common Agricultural Policy) の確立を目的とするものである⁽¹²⁾。こうした経済共同体というEECの基本的性格はその対外的活動次元に一定の限界を設ける結果となっている。すなわち、EECの対外活動は基本的には経済次元に限定されており、通商、貿易、援助等の経済的諸活動がEECの対外活動の実質を構成するものである。

ところで、こうしたEECの対外 (経済) 活動は近年とみにその政治的色彩を強くしつつある。政治と経済の独立という二軌道システム⁽¹⁴⁾ (Two-Track System) が徐々に変容をきたして、両者間の相互作用の活発化——経済の政治化 (Politicization of Economic Issues) ——が世界社会の基調をなしつつあるという状況下において、EECの対外経済活動は同時に対外政治活動としての側面を強く持ちつつある⁽¹⁵⁾。貿易、通商といった、従来「ロウ・ポ

リシー・インシュー” (Low Policy Issue) とみなされていた問題も状況如何によってはきわめて先鋭化した “ハイ・ポリシー・インシュー” (High Policy Issue) に転化する傾向が顕著になっている。EECの環境世界を構成する諸行動主体、とりわけ開発途上国にとっては、EECは経済的実体であると同時にまぎれもなく政治的実体でもある。これらの国々にとっては、EECとの間に関係—経済的關係—を結ぶことは単なる経済的選択にとどまらず、同時に政治的選択としての性格も強いのである。⁽¹⁶⁾ここに、EEC自身が描く「自己像」(Self-Image)と外部世界の諸行動主体がEECに対して結ぶイメージ(Public Image)との間にギャップが生じ、それは「視差」(Parallax)現象としてEECの対外関係を複雑なものとする結果ともなっている。一九七〇年のブエノスアイレス宣言にみられるように、世界の国々は新たな期待をもってEECとの関係の構築を希望している。そこには、「伝統的なパワー・ポリティックス的關係とは異質な関係の構築に対する期待が強くこめられている。「従属なき協力」(Cooperation without Dependence) という言葉は、こうした期待を象徴するものである。⁽¹⁷⁾その期待は経済的期待であると同時に政治的期待でもある。ところがこうした期待に対するEECの「レスポンスブネス」(Responsiveness)とりわけ「政治的レスポンスブネス」は必ずしも高いものではない。それは、期待と同時に存在する微妙な恐怖心・警戒心と複合してEECと外部世界との間に一種独特の緊張状態(摩擦や対立)を生み出す結果となっている。

三 法的基礎

EECの対外関係は、基本的には一九五七年三月に調印されたローマ条約(第一ローマ条約)に基いて展開される。それは、EECが外部世界と関係を取り結ぶ場合の活動手段をもたらすものであり、また同時に外部世界からのさまざまな刺激に対してゲート・キーピングの役割をはたすものでもある。ところで、このローマ条約が検討さ

れた当時、EEC構成予定の六ヶ国にとって最大の課題は域内経済協力関係の制度化であり、局外システムとの関係は第二義的な意味をもつものでしかなかった。⁽¹⁸⁾ こうした状況を反映して、このEEC設立条約の対外関係に関する規定はEEC設立条約およびEURATOM設立条約同様、統一性を欠き、灰色の部分が多く残されている。⁽¹⁹⁾

既に指摘したように、EECを支える二本の柱は関税同盟と共通農業政策である。前者に関しては、経済・通貨同盟への移行（強化）が予定されており、また後者に関しては、より一層の充実（完成）が計画されている。ところで、対外関係との関連において特に重視しなければならないのは、前にも指摘した通りEECの関税同盟としての側面である。EECが経済・通貨同盟へと移行した場合には、その対外活動領域はいままで以上に広汎なものとなり、為替レートや通貨等をめぐって一層複雑な様相を呈することが予想される。しかし、経済・通貨同盟の実現それ自体多くの疑問が残されており、そうした問題は将来の課題でしかない。⁽²⁰⁾ またEECの農業共同市場としての側面は域外諸国とりわけ開発途上国からの農産品輸入に対して障壁を設けるという点において対外関係と関連をもつが、それ自体直接対外関係とリンクされているわけではない。⁽²¹⁾ その主たる目的は域内諸国間の農業をめぐる利害調整におかれている。EECの関税同盟としての性格こそ、その対外関係の展開に中核的役割をはたしてきている。というのも、自由貿易連合と違って関税同盟は域外諸国に対する共通対外関税（Common External Tariff）の設定をその基本的要件とするからである。対外関係は関税同盟を支える柱の一つなのである。

この点に関して、ローマ条約第三条にはEECのとるべき活動として次のように記されている。⁽²²⁾

「(b)第三国に対する共通関税率及び共通通商政策の設定」

「(k)貿易を拡大すること、並びに経済的及び社会的発展を共同に推進することを目的とする、海外の国及び領域との連合」

これら二つの活動がEECの対外関係の基軸であり、これを具体化する形でさまざまな規定が設けられている。

まず、第三部第二編の第三章においては通商政策の名の下にEECの共通通商政策についての規定がなされている。すなわち第一一〇条においては、共通通商政策の基本的目標が次のように設定されている。

「構成国は、相互間に関税同盟を設定することにより、共通の利益に従って、世界貿易の調和のとれた発展、国際貿易上の制限の漸進的撤廃、及び関税障壁の引き下げに寄与するものとする。」

更に第一一一条においては過渡期間中の措置が規定されている。すなわち、過渡期間中にはEEC全体としての共通通商政策は実行されず、各構成国がそれぞれ個別的に第三国と通商協定を交渉・締結することが認められている。しかしその場合にも、そうした通商協定に所謂「EEC条項」の挿入が求められており、共通通商政策が実施された場合の協定の修正権の留保の保証が求められているのである。⁽²³⁾ また、第一一三条には過渡期間終了後の共通通商政策について次のように規定されている。

「1 過渡期間の終了後、共通の通商政策は、特に関税率の修正、関税協定及び通商協定の締結、自由化措置の統一、輸出政策、並びにダンピング及び補助金の場合に執るべき対策を含む貿易上の防禦措置に関して一律の原則に基づくものとする。」

こうして、完成段階に移行した一九七〇年一月よりEECは共通通商政策を実際に遂行するに至ったのである。⁽²⁴⁾

これ以後、構成国は以前のように個別的に通商協定を結ぶことはできなくなり、共同体が独自の手続きに従って協定の交渉・調印・批准を行うようになったのである。もともと、一九七〇年の時点においては社会主義諸国との間においては個別的通商協定が例外として認められていた。しかしこれも一九七二年一〇月のパリ首脳会談により例外措置は廃止され、一九七三年一月より、全ての国を対象とした共通通商政策が発動されるようになった。⁽²⁵⁾

ついで、第四部においては海外の国及び領域の連合が定められている。第一三一条には連合の設立と目標が次のように記されている。

「構成国は、ベルギー、フランス、イタリア、オランダ及び連合王国と特別の関係を有する非欧州の国及び領域を共同体に連合させることに同意する。……(略)……この連合の目標は、これらの国及び領域の経済的及び社会的発展を促進すること、並びにこれらの国及び領域と共同体全域との間に緊密な経済関係を樹立することにある。連合は、本条約の前文にうたわれている原則に従い、まず第一に、これらの国及び領域の住民の利益と繁栄を増進させ、もって住民が期待する経済的、社会的及び文化的発展をもたらすものでなければならぬ。」

さらに、第一三六条には連合の方式及び手続きに関し、次のように規定されている。

「国及び領域と共同体との間の連合の方式及び手続きは、本条約の効力発生後最初の五年間には、本条約に附属する適用協定により定められる。」

以上の二つの規定に加えて、E E Cの対外関係を律する第三の柱となるのは、次の第二三八条の連合協定に関する規定である。

「共同体は、第三国、国家連合又は国際機構と、相互主義的な権利及び義務、共同の行動及び特別の手続きを特色とする連合を創設する協定を、締結することができる。」

こうした共通通商政策、連合、及び連合協定を規定した条項がE E Cの対外関係を基礎付ける法的基盤である。現実のE E C対外関係はこれら三つの規定を基軸にして展開されている。しかし、さらに次の諸規定もまた忘れてはならないであろう。その一つは、過渡期間終了後の国際経済機構内における構成国の共同行動を定めた第一一六条である。それは、現実には完全に作動しているとは言い難いがE E Cの対外関係の展開にとって今後ますますその重要性が増大するものと考えられる。⁽²⁶⁾

また、これ以外には以下の諸条項が指摘されよう。それは、「欧州のすべての国は、共同体の構成国となることを申請することができる。」という共同体への加入を定めた第二三七条、第三国又は国際機構との協定を定めた第

二二八条、「委員会は、国際連合、その専門機関、並びに関税及び貿易に関する一般協定の各機関とのすべての有益な関係を維持する任務を有する。委員会は、さらに、時宜に応じてあらゆる国際諸機構と関係を維持する。」という国際機関との連携を定めた第二二九条、さらには欧州審議会との協力を規定した第二三〇条、欧州経済協力機構（現在は経済開発協力機構）との協力を規定した第二三一条。これらもまた E E C の対外関係を支える法的基礎を構成するものである。

四 軌 跡

結成以来ほぼ二〇年を経過した E E C は、エ、コ、ノ、ミ、ッ、ク、ス、パ、イ、ダ、ー、として世界の各地にその網の目を拡げている。連合協定 (Association Agreement) や貿易協定を媒介としての関係のネットワークは七〇ヶ国以上をリンクするまでに至っている。ところで、こうした関係の網の目は必ずしも等質なものではない。そこには、包括的な経済援助協定の性格の強いものから、単なる貿易協定に至るものまで、あるいはまた関税同盟志向のものから、単に最恵国 (Most-Favored-Nation) 待遇を付与するだけのものに至るまで、かなりの相違が認められる。それは、E E C (E E C 構成国) と相手国との間の微妙な歴史的・政治的・経済的諸関係を反映するものである。以下、タ イポロジー的視点からこうした E E C の対外関係の軌跡を辿ってみよう。

(一) まず最初に取り上げなければならないのは、ローマ条約第四部の海外の国及び領域の連合に関する規定に基づく連合関係である。ローマ条約が加盟予定国の間で検討に付された初期の段階においては、フランス、イタリア、ベルギー、オランダという植民地保有国はそれぞれの植民地との特殊な関係は、各国が独自の責任において処理するものとされていた。ところが交渉の最終段階において、最大の植民地保有国であるフランスが E E C 加入の条件として、E E C が全体として、各加盟国の植民地との間に新たに、特別な関係を創設することを主張したのである。⁽²⁷⁾こ

うした、フランスの負担共有への強い主張の結果生まれたのがこの第四部の規定であり、またその規定に基づく連合関係である。それは後述のさまざまな協定に基づく関係のようにEECと協定当事国との間の交渉によるものではなく、EEC構成国間の交渉の結果もたらされたものである。

それは次の二つの特徴をもっている。その第一は、新たに創設された「欧州開発基金」(European Development Fund)を通じてのEECから植民地への経済援助である。第二の特徴は、相互特惠(Mutual Preferences)に基礎をおく広汎な自由貿易地域の形成である。この連合関係においては、EECと植民地の間のみでなく、各植民地相互間においても自由貿易地域が形成され、EEC六ヶ国と植民地とを包摂する一大自由貿易圏が創設されたのである。⁽²⁸⁾

ところで、こうした第四部に基く連合関係をEECとの間に結んだ地域は、一九六〇年の所謂「アフリカの年」を契機として次々と独立を達成した。そこでEECとの間にこれまでの関係を再検討することが必要となった。⁽²⁹⁾ 更にまた、一九五七年の連合関係を定めた適用協定(Implementing Convention)は一九六二年には失効するものであった。こうした事情の下に、一九六三年七月にカメルーン的首都ヤウンデで調印され翌一九六四年に発効したのが第一次ヤウンデ協定(First Yaoundé Convention)である。これは、ローマ条約第二三三・二三八条に基く連合協定であり、EECおよび新たに独立を達成した一八ヶ国のAASM(Associated African States and Madagascar)⁽³⁰⁾ 諸国との間で結ばれた貿易・経済援助協定である。このヤウンデ協定によって形成された連合関係は、従来の第四部に基く連合関係と基本的には同じ性格をもつものであり、EECと旧植民地国との間に包括的な貿易・経済協力関係を構築しようとするものである。すなわち、次のような特徴が指摘される。第一の特徴は、相互特惠制度である。相互主義の原則の下に、EECがAASM諸国からの輸入品に対して特惠を供与するのに対して、AASM諸国もEECからの輸入品に対して特惠の供与―逆特惠(Reverse Preferences)―が義務付けられている。⁽³¹⁾ 第二の特

徴は、欧州開発基金および欧州投資銀行 (European Investment Bank) を通じての E E C から A A S M 諸国に対する経済援助である。⁽³²⁾ これらは、何れも第四部に基く連合関係においても共通に認められる特徴である。しかしながら、同時に以下の三点においてはヤウンデ協定に基く連合関係の独自性が認められる。その第一は、連合関係強化のための制度的絆の存在である。すなわち、連合理事会 (Council of Association)、連合議員会議 (Parliamentary Conference of the Association) および連合仲裁裁判所 (Court of Arbitration of the Association) の三つの機関が連合関係の円滑な運営のために設けられたのである。その第二は、連合関係そのものの基本的性格に關して指摘される点である。既述のように、第四部に基く連合関係においては E E C と植民地連合地域との間には条約関係は存在せず、連合関係の取り決めは E E C 加盟六ヶ国の間で決定され、連合地域は単なる客体でしかなかった。これに対して、ヤウンデ協定の場合一八ヶ国は協定の主体として E E C 諸国との間に連合関係を取り結んだのであった。第三の特徴は、形成される自由貿易地域の範囲に關してである。第四部に基く連合関係においては、アフリカの連合地域と E E C 六ヶ国を包含する一大自由貿易地域が形成された。しかし、ヤウンデ協定において形成されたのは E E C と A A S M 諸国との間の自由貿易地域である。すなわち、単一の自由貿易地域が形成されたのではなく、一八の自由貿易地域が形成されたのである。ここでは、A A S M 諸国相互間の貿易は対象外とされていた。⁽³³⁾

この第一次ヤウンデ協定は一九六九年に失効する予定であったがその後をどのようにするかは議論のわかれるところであった。まず E E C の内部では、フランスと西ドイツとの間に A A S M 諸国に対する利害の不一致が表面化した。他方 A A S M 諸国の側からは、協定の更新が主張されたが、同時に経済援助の大幅な増額が要求された。更に、ラテン・アメリカを中心とする非連合諸国からは E E C の連合国に対する特惠供与、すなわち連合国と非連合国の差別に対する強い不満が表明された。このようなさまざまな圧力の下で、一九六九年七月にヤウンデ協定は更

新され、一九七一年より第二次ヤウンデ協定として発効した。それは基本的には第一次ヤウンデ協定と同一内容であるが、妥協の産物として経済援助の増額（AAS M諸国を満足させるには至らなかったが）と、非連合国に対する差別待遇を緩和するために一部の農産品に対する共通対外関税の引き下げという措置がとられた。また、この第二次ヤウンデ協定には一九七二年に新たに英連邦構成国であるモーリシヤスが加入したが、それはイギリスのEC加盟決定を契機とするものであった。

(二) こうした、EECとAAS M諸国との間の包括的な連合関係の展開と並行して結ばれた二つの連合協定⁽³⁴⁾も見落してはならない。その一つは、EECとナイジェリアとの間に一九六六年七月に結ばれたラゴス協定 (Lagos Convention) である。それは、ヤウンデ協定と比較して連合関係の緊密さは低いものであったが、EEC構成国と政治的・歴史的つながりをもたない英連邦構成国がEECと連合関係を結ぶ最初のケースとして注目に値するものであった。しかし、このラゴス協定は結局ビアフラ内戦の影響を受けて発効せず、幻の協定として終った。いま一つは、旧英領植民地で英連邦に属するケニア、ウガンダ、タンザニアの東アフリカ三国とEECとの間に一九六九年九月に結ばれたアルーシャ協定 (Arusha Convention) である。これは、貿易に関してはヤウンデ協定同様に相互特惠関係を結んでいるが、ヤウンデ協定のもう一つの柱である援助は行われず、その意味で連合関係の絆は相対的に弱く限定的なものである。

(三) 以上のような各種の連合協定の積み重ねを集大成したものが、一九七五年二月、トーゴの首都ロメでEECとACP諸国 (African, Caribbean and Pacific States) 四十六ヶ国⁽³⁵⁾との間に締結されたロメ協定 (Lomé Convention) である。それは、約二億六〇〇〇万人のヨーロッパ人と約二億七〇〇〇万人のACP諸国の人々とを連結する一大広域経済圏を創出するものであった。その成立は次のような背景による。その第一は、ヤウンデ協定およびアルーシャ協定が一九七五年一月に失効する予定になっており、それにかわる新たな連合協定を締結する必要があったこ

と。その第二は、一九七三年の拡大E Cの発足、直接的にはイギリスのE C加盟に起因する。すなわち、イギリスのE C加盟によってこれまで英連邦特惠関税制度を享受していた英連邦諸国の取り扱いを再検討する必要が生じたからである。⁽³⁵⁾ E C加盟条約(ブラッセル条約・一九七二年)の議定書第二二条にはアフリカ、カリブ海、太平洋の英連邦諸国がE Cと公的関係を結ぶための交渉を行うことを提案している。これらの英連邦諸国はE Cとの間に、ヤウンデ型の包括的な連合関係か、それともアルーシャ型の限定付きの連合関係か、あるいは単なる貿易協定に基づく関係かの何れかを選択することを求められたのであった。⁽³⁷⁾

こうした背景の下で、一九七三年七月のブラッセル会議から一年八ヶ月にわたる交渉が行われ、その結果締結されたのがロメ協定である。この交渉の過程において顕著な特徴は、第一に、交渉に際してA C P諸国がナイジェリアのリーダーシップの下に一致団結した連合戦線を形成した点、特に仏語圏諸国と英語圏諸国が大同団結した点である。⁽³⁸⁾ 第二の特徴は、A C P諸国が「連合」(association)という言葉を避けたことである。A C P諸国は「連合」を開発途上国の先進E C諸国に対する従属関係をもたらすものとして反対したのである。第三の特徴は、逆特惠に対する反発である。A C P諸国は逆特惠の廃止と、一般特惠度(Generalized System of Preferences)の採用を強く主張したのであった。

このような状況の下で締結されたロメ協定に基づくE E C九ヶ国とA C P諸国との間の連合関係は次のような特徴をもっている。まず貿易関係については、逆特惠は廃止され、E E CからA C P諸国に対して一般特惠が供与されている。⁽³⁹⁾ これに対して、A C P諸国はE E C諸国に対して最惠国待遇を与え、また九ヶ国を差別なしに平等に扱うことが義務付けられている。⁽⁴⁰⁾ つぎに、A C P諸国からの輸出に関して新しい規定をみることができ。それはSTABEX (Stabilization of Export Earnings) とよばれるシステムでA C P諸国の輸出収益を一定水準に維持し、その安定化を図るための価格保証制度である。さらにまた、A C P諸国に対するE E Cからの開発援助にも特

色を認めることができる。すなわち、産業協力の促進および欧州開発基金および欧州投資銀行を通じての援助の増大である。最後に制度面にも関係の強化をみることができる。E E CとA C P諸国との間には関係の緊密化のために関僚理事会 (Council of Ministers)、大使委員会 (Committee of Ambassadors)、諮問議会 (Consultative Assembly) が設けられたのである。

(四) それでは次に特殊な連合関係に目を転じてみよう。まず第一に指摘されるのが、E E Cとギリシア、トルコとの間の連合関係である。ギリシアとの連合関係は一九六二年に発足、トルコとの連合関係は一九六四年の発足であるが、何れもローマ条約第二三八条に基づく連合協定に基礎をおくものである。この連合関係においては究極目標はギリシア、トルコ両国のE E C加盟におかれており、その道程での過渡的目標として、E E Cとギリシアおよびトルコそれぞれとの間における関税同盟の形成さらには経済政策の調整が予定されている。これら両国がE E Cの構成国としての義務を遂行することができるようになった時、すなわち構成国の一員たるにふさわしい経済発展を遂げた段階において、これら両国は正式にメンバーとして迎えられるのであり、こうした連合関係はその過程における移行措置なのである。⁽⁴¹⁾ 第二に指摘されるのは、こうした加盟 (Full Membership) へと至る道程における移行措置としての連合関係に対して、加盟を目標とせず専ら開発援助を課題とする連合関係である。モロッコ、チュニジアの所謂マダグレブ諸国との「部分的連合」⁽⁴²⁾ (Partial Association)、およびマルタ、キプロスとの連合関係⁽⁴³⁾はこうした性格の強いものである。

(四) 以上、E E Cと外部世界との間の連合協定に基づく連合関係を考察したが、E E Cはこうした結び付きに加えて多くの国々と貿易協定に基づく関係をも取り結んでいる。それは、ローマ条約第一一三条(および第一一条)に基礎付けられるものであり、連合関係ほど緊密な関係を希望せず、通商関係の次元での結び付きを志向する第三国との間に形成されるものである。それは更に、特惠貿易協定 (Preferential Trade Agreement) によるものと、非特惠

貿易協定 (Non-Preferential Trade Agreement) によるものと区別することが必要。

まず前者に関しては、イラン (一九六三年)、イスラエル (一九七〇年)、レバノン (一九七二年)、エジプト (一九七三年) の地中海諸国との間およびスペイン (一九七〇年) との間に特惠貿易協定が結ばれている。また一九七二年から一九七四年にかけては、イギリス、デンマーク以外の EFTA 諸国—オーストリア、ポルトガル、フィンランド、スウェーデン、アイスランド、ノルウェー、スイス—との間にそれぞれ個別的に特惠貿易協定が結ばれた。そして、これに基いて一九七七年七月には工業製品に関しては EFTA 諸国と EEC 諸国との間に一大自由貿易地域が形成されるに至っている。

次に後者に関しては、まず一九七〇年には EEC とユーゴスラビアとの間に結ばれている。これは、EEC と東欧諸国との間の最初の貿易協定である。またラテン・アメリカ諸国との間では、一九七一年にアルゼンチンとの間に結ばれている。これは、ラテン・アメリカ諸国と EEC との間の最初の貿易協定である。その後一九七三年にはウルグアイおよびブラジルとの間に同様の協定が結ばれるに至っている。更にまた、インド、パキスタン、タイ、フィリピン、インドネシア、スリランカ、バングラデシュ等との間には一九六〇年代末以降、各個別品目に関して貿易協定が結ばれている。

(六) また、以上の連合協定、貿易協定はヨーロッパ世界以外ではその相手国は主として開発途上国に限られていたが、一九七六年にはカナダとの間に貿易・経済協定が結ばれている。また、コモン諸国との間にも本格的な交渉の気運が高まっており、⁽⁴⁾中国との間にも貿易協定締結についての予備交渉が進行しつつある。更に、アメリカ、日本との間においても貿易交渉のみならず GATT を場としての関税一括引き下げに関する多角的交渉が行われている。そこでは EEC は一九六〇年代前半のケネディ・ラウンド交渉にみられたように連合戦線を結成してアメリカや日本に対抗している。

このように、EECはこれまで世界の多くの国々とさまざまなタイプの関係を結んできている。そしてその重層的複合体がEEC対外関係の全体像を構成しているのである。

五 討 論

EECが発足以来積み重ねてきた重層的対外関係——それは一体どのような問題をかかえているのであろうか。またそこには今後いかなる展望が可能なのであろうか。今後のEECの発展にとって対外関係がますますその重要性を高めてゆくであろうことは言を待たない。⁽⁴⁵⁾一九七二年一〇月のパリ首脳会議最終コミュニケでも対外関係の重要性、共通対外政策推進の必要性が強調されている。⁽⁴⁶⁾域内において「平和の小宇宙」を着実に確固としたものとしつつあるEECが、外部世界との関わり合いにおいてどのような行動パターンをとるか——それはEECそれ自体、ひいては地域統合という世界社会における新しい流れの存在意義にも強い関連を持つであろう。以下、三つのレベルからEECの対外関係の問題点を探ってみよう。

まず、世界社会全体というグローバルな視点から考えてみよう。既に触れたようにEECは実質的にはグローバルな行動主体としての活動を展開してきている。それは基本的には、エコノミック・スパイダーとしての性格を保持するものであるが、同時にポリ・テ・ィカル・スパイダーとしての性格も徐々に強めつつある。特に開発途上国との関係においては、EECはまさしく政治的実体なのである。こうしたEECは、フランソワ・ドゥシエヌ (François Duchêne) が主張するところの「シビリアン・パワー」 (Civilian Power) の枠内に果してどこまで止まることができるのであろうか。特に、「ミリタリー・パワー」の機能不全の顕著な近年の世界社会において、「シビリアン・パワー」こそまさにパワーそのものといった傾向も強く、その意味でEECが「超大国」的存在に転化する危険性は否定できない。EECとACP諸国との間のロメ協定に包摂される一大経済圏は二重の意味でその契機をはらん

でいるといえよう。すなわち、第一にそれは一九三〇年代にみられたような閉鎖的ブロック経済への回帰の危険性を内包してはいないであろうか。それは排他的な経済ブロックへと転化する危険性を秘めていないであろうか。そして、こうした動きはデモンストレーション効果をもたらし、新たな世界経済ブロック再編の動きにハズミをつけないとも限らない。E E C 経済ブロックに対する対抗措置としての経済ブロックの編成——それは一面において国家単位の対立・抗争から脱却して地域単位の協力システムの構築といった積極的な評価に値する側面も有しているが、同時に世界社会の排他的ブロックによる分割といった側面も否定することはできない。最近のE E C とコムコンやA S E A N との間の相互作用にこうした側面を見出すことは必ずしも困難ではない。⁽⁴⁸⁾ 第二の点は南北問題との関連においてである。ロメ協定においては、南の諸国の強い要求にこたえて「逆特惠」が廃止され、「一般特惠制度」が採用されており、E E C から開発途上国に対して自動的かつ無差別に特惠が供与されることになった。こうした「一般特惠」の供与は、U N C T A D に代表される南の諸国の勢力結集の成果であり、南北関係に次元を画するものであるという点は否定できない。しかし、同時にその具体的運用に関しては多くの問題が残されている。特に、C A P 対象の農産物は特惠の対象から除外されており、工業製品が主要対象品目となっている点が問題である。開発途上国からE E C への工業製品輸出の比重はきわめて小さなものであり、特惠供与の実質的意味はごく限られたものでしかない。その意味では、「一般特惠制度」をもってE E C の非抑圧的性格の証しとすることは性急である。こうした関係がどのような意味を持ちうるかは、今後の具体的な展開に待たざるをえないといえよう。

次に、相互作用のレビューから検討してみよう。この観点から第一に指摘されるのは、E E C の「政治的レスポンスビジネス」の欠如である。経済共同体としてのE E C にとって、「経済的レスポンスビジネス」は一定の高い水準に維持されている。外部世界からの経済的要求に対しては、コミュニケーションの次元においても、あるいはアテションの次元においても常に一定のレビューが維持されているといえよう。しかし、外部世界からの政治的要求

に対しては十分な「レスポンス」を發揮することは困難である。それは第一に、自己像とパブリック・イメージとの乖離という「視差」現象、第二には、政治の次元においてはEECは全体としての政治的、パーソナリティーを確立することが困難、という二点に帰着させることができよう。とりわけ後者に関しては、共同体全体としての経済的、パーソナリティーはこれまで着実に形成されつつあるが、それが政治的なものにも昇華しうるかは疑問の残るところである。こうした「政治的レスポンス」の欠如はEECと外部世界との間の相互作用において大きなネックとなる危険性がある。特に、EECと開発途上国との間の垂直関係においては、前者の後者に対する「政治的レスポンス」は絶対的に低いものであり、多くの摩擦・対立を惹起することが予想される。

第二の問題は、EECと外部世界との間の関係の緊密度の差に由来するものである。EECはさまざまな国々と各種の関係を結んでいる。しかもそれは等質的なものではなく、内容においてかなりの相違が存在する。ある国を特に優遇することは、他の国との間に区別、ひいては差別を設けることである。こうした区別・差別はその対象相互間にさまざまな軋轢を生み出しがちである。たとえば、特惠対象国を拡大することは新たに対象国とされた国にとってはプラスであるが、同時に従来特惠を享受してきた国にとっては特権的地位の低下を意味する。こうしたいわば内部集団・外部集団関係の対立はEECの今後の発展にとって大きな問題とならう。

最後にユニットのレビュー、すなわちEECそれ自体の内部に焦点をあててみよう。関税同盟を完成し、農業共同市場を強化しつつあるEECは、更に政治同盟(Political Union)の形成をその究極目標に掲げている。しかし、こうした動きにもかかわらずEECは決して国家を超越した存在にまで昇華してはいない。国家の殻は依然強固であり、人々にとっては最後の抛り所となっている。その意味で、EECは国境が消えて各国の人々が混然一体となった「るつぼ」(Melting Pot)⁽⁴⁹⁾というよりはむしろ、一つの袋の中に種々雑多な玉が重なりあって存在しているといった形容が適切な状態である。こうした状況は、EECが単一のユニットとして長期的に一貫した対外政策を

遂行することを困難にしている。それは、E E C の対外政策を基本的に各構成国家がそれぞれの利害の一致する部分についてのみ共同行動をとるといふ性格の強いものとして⁽⁵⁰⁾いる。こうした現象は、例えば地中海政策の展開にも典型的にあらわれている。すなわち、各構成国家は地中海諸国に対するそれぞれの個別利害に基いて政策イニシアティブをとったのである。⁽⁵¹⁾そしてその結果は、各国の利害の妥協の産物として、一貫性を欠いた関係の創出をもたらしに至っている。

ローマ条約によれば、E E C の対外政策、とりわけ対外通商政策は閣僚理事会の「委託」(Mandate)の下に、委員会にその権限が委ねられている。委員会は外部世界との間において、E E C を代表して関係を取り結ぶのである。ところが現実にはこうした委員会の権限はきわめて大きな制約を受けている。すなわち、閣僚理事会を補佐する「常駐代表委員会」(COREPER, Comité des Représentants Permanents)、⁽⁵²⁾さらには共通通商政策に関しては「第一一三条委員会」(Article 113 Committee)が委員会の活動を大きく規制している。⁽⁵³⁾これらは、各構成国のナショナル・インタレストを代表するものであり、共同体全体の利益を代表する委員会の活動を制限し、個別利益による全体利益実現の阻止、ひいては共通対外政策の展開を阻害する結果となっている。

もちろん、こうした状況に対して共通対外政策推進のための努力も一九七〇年代以降試みられている。その一つの試みが一九七〇年のダヴィニョン報告をもとにした機構の設置である。それは、E E C の機構とは独立して存在し、各構成国家の対外政策を調整して、E E C としての統一的な対外政策を遂行しようとするものである。具体的には、年四回の外相会議とそれを補佐する政治委員会とから構成されるものであるが、これまでのところそれが調整機能を十分にはたしているとは言い難い。⁽⁵⁴⁾

世界社会における相互連関性は今後ますます深化することが予想されるが、その際 E E C は従来以上に積極的に外部世界と関係を持つことを要請されるであろう。そのためには共通対外政策の確立は不可欠といえよう。

六　むすびに

ECの対外関係すなわちEECの対外関係は、さまざまな試行錯誤を繰り返しながらも動的な展開過程を歩みつつある。ところで、こうした対外関係把握の試みは、ようやく端緒にいたばかりである。そこには、一方において伝統的な国際政治との連続性を強調する見解があり、他方においてはその新奇性に着目する見解がある⁽⁵⁵⁾。しかしながら、それらはいずれもイメー、ジ、仮説提示の域を出るものではない。現在われわれに要請されているのは、EECの対外関係についての(誇)大理論の構築ではなく、個々のケースについての実証的検討の積み重ねであろう。本稿はそのための第一歩をなすものである。

(1) 駐日EEC委員会代表部発行の『欧州共同体のすべて』(一九七七年)と題する小冊子においては、世界社会におけるEECの位置付けが次のようになされている。

「…近代化された共同体の産業は、質量ともに世界一を誇っていますし、農産物でも主要な生産国です。また世界最大の貿易の担い手であり、開発途上国にとっては最大の輸出市場になっています。海外援助の規模でも共同体は世界一です。共同体のもとに一〇三の国々が公館を置いています。また、通商協定や連合協定などで欧州をはじめとして世界の七五の国と接触をもっています。」(四頁)

(2) 参照。野村昭夫「世界経済の発展と欧州統合」、片山謙三編著『EECの発展と欧州統合』(日本評論社・一九七七年)所収、一五一―一七頁。

(3) 従来EECに対して非承認政策をとってきたソ連も七〇年代にはいつてからは徐々に承認の方向にむかいつつある。また中国は一九七五年にブラッセルに代表部を設置しEECを正式に承認している。

(4) Cf. Twitchett, K., "External Relations or Foreign Policy?" in Twitchett, K. ed., *Europe and the World*, Europa Pub., 1976, pp. 29—32.

(5) Galtung, J., *The European Community: A Superpower in the Making*, George Allen & Unwin, 1973.

(6) Cf. Feld, W., "The Association Agreements of the European Communities," *International Organization*,

- Vol. 19, No. 2, 1965.
- (7) Henig, S., *External Relations of the European Community*, Chatham House, 1971, p. 6, esp. note 3.
 - (8) 片山謙二の「EC 対外関係の発展と展望」の論議を参照せよ。
 - (9) Cf. Henig, S., "Mediterranean Policy in the Context of the External Relations of the European Community: 1958-73," in Shlain, A. et al. eds., *The EEC and the Mediterranean Countries*, Cambridge U.P., 1976, p. 305.
 - (10) Cf. Henig, S., *External Relations of the European Community*, p. 64; —, "From External Relations to Foreign Policy," *Journal of Common Market Studies*, Vol. 12, No. 1, 1973, p. 1.
 - (11) Twitchett, K., *op. cit.*, p. 12
 - (12) 一九七〇年までの移行段階を経て完成段階へと突入しており、一九八〇年までの新たな目標として「経済・通貨同盟 (Economic and Monetary Union) の建設を掲げよう」。
 - (13) Cf. Dahrendorf, R., "External Relations of the European Community," in Corbet, H. et al. eds., *In Search of a New World Economic Order*, Croom Helm, 1974, p. 64.
 - (14) Cooper, R., "Trade Policy is Foreign Policy," *Foreign Policy*, No. 2, 1972-73.
 - (15) Cf. Twitchett, K., *op. cit.*, p. 14; Kohnstamm, M. and Hager, W., "Conclusion," in Kohnstamm, M. et al. eds., *A Nation Writ Large?* Halsted Press, 1973, p. 249.
 - (16) Dahrendorf, R., "Possibilities and Limits of a European Communities Foreign Policy," *World Today*, April, 1971, pp. 150-151.
 - (17) Cf. Dahrendorf, R., "External Relations of the European Community," p. 61.
 - (18) Cf. Twitchett, K., *op. cit.*, pp. 14-15; Henig, S., "Mediterranean Policy……," p. 305.
 - (19) Pryce, R., *The Politics of the European Community*, Butterworths, 1973, p. 63.
 - (20) 一九七五年の「ロンドン報告」に於いて「その表現は疑問視せらるべきである」として、片山謙二「経済通貨同盟と欧州統合」、片山謙二編「編者前掲書所収」を参照のこと。
 - (21) EEC は可変輸入課徴金を通じて域外諸国からの農産品の輸入をおさえ、域内農業の保護を図っている。こうした域

外諸国からの農産品輸入に対する防禦的措置は、通商・貿易協定に組み込まれており、特惠対象品目から除外されるといふ形態をとっている。

- (22) 以下、ローマ条約の引用は、田畑茂二郎他編『基本条約・資料集』（有信堂・一九七六年）による。
- (23) Cf. Coffey, P., *The External Economic Relations of the EEC*, Macmillan, 1976, pp. 8—14.
- (24) もっとも、共通対外関税は一九六八年七月の関税同盟の完成以来既に実施されていた。
- (25) 一九七三年に加盟したイギリス、デンマーク、アイルランドは一九七七年七月に関税同盟への融合をはたし、一九七八年からは共通通商政策の実施を予定している。
- (26) Cf. Twitchett, K., *op. cit.*, p. 30.
- (27) Barnes, W., *Europe and the Developing World*, Chatham House, 1967, p. 5.
- (28) Matthews, J., *Association System of the European Community*, Praeger, 1977, p. 15.
- (29) もっとも、ニュー・カレドニア等は独立を達成しておらず、現在でも依然として第四部に基く連合関係をEECとの間に持続している。また、一九七三年の拡大EECの発足により香港、ジブラルタル以外の多くの英連邦属領がEECとの間に第四部に基く連合関係を結んでいる。
- (30) ブルンジ、カメルーン、中央アフリカ、コンゴ、コートジボアール、ダホメ、ガボン、オートボルタ、マダガスカル、マリ、モーリタニア、ニジェール、ルワンダ、セネガル、ソマリア、チャド、トーゴ、ザイール。
- (31) もっとも、既述のようにEEC側においては共通農業政策（CAP）対象品目は例外品目として適用を除外している。また、AAS M諸国の側にも適用除外が認められているが実際には全てが特惠対象とされてきた。この点に関しては、杉谷滋「ロメ協定に現われた開発途上国との関係」、片山謙一編著前掲書所収、一四五—一四六頁、を参照。
- (32) これは、第四部に基く連合関係の場合と同様に加盟各国の個別的援助の補完を目的とするものである。
- (33) もっとも、一九六四年にはコンゴ、ガボン、中央アフリカ共和国、チャド、カメルーンの五ヶ国間に中央アフリカ関税・経済同盟（Central African Customs and Economic Union）が形成されている。
- (34) いずれも第二三八条に基く連合協定である。
- (35) 西アフリカ一五ヶ国（ダホメ、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニア・ビサウ、象牙海岸、リベリア、マリ、モーリタニア、ニジェール、ナイジェリア、セネガル、シエラレオネ、上ボルタ）、中央アフリカ九ヶ国（ブルンディ、カメル

- ーン、中央アフリカ、チャド、コンゴ、赤道ギニア、ガボン、ルワンダ、ザイール)、東アフリカ三ヶ国(ボツワナ、エチオピア、ケニア、レソト、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、ソマリア、スーダン、スワジランド、タンザニア、ウガンダ、ザンビア)、カリブ海六ヶ国(バハマ、バルバドス、グレナダ、ガイアナ、ジャマイカ、トリニダードトバゴ)、太平洋三ヶ国(フィジー、トンガ、西サモア)。さらに、その後新たに六ヶ国が加入している。
- (36) 一九七五年以降、英連邦特惠関税制度は自動的に消滅。参照。高橋誠司「拡大ECとアフリカ—その連合についての諸問題—」、『東京銀行月報』、第二五巻、第二一〇号、一九七三年。
- (37) Cf. Mathews, J., *op. cit.*, p.18.
- (38) 上の点に關して以下に詳述す。Gruhn, I., "The Lomé Convention: Inching towards Interdependence," *International Organization*, Vol. 30, No. 2, 1976.
- (39) 参照。駐日欧州共同体委員会代表部「欧州共同体の一般特惠制度」、『欧州資料』、第一一〇号、一九七六年八月。——「発足一カ年のロメ協定」、『欧州資料』、第三四〇号、一九七七年七月。
- (40) 従って、従来の連合関係にみられるように相互特惠に基く自由貿易地域は形成されていない。
- (41) Cf. Mally, G., *The European Community in Perspective*, Heath, 1973, p.182.
- (42) 一九六九年調印。その後、全般的地中海政策 (Global Mediterranean Policy) の名の下にマルジュリアを加えたイグレネ三国とEECとの間に一九七六年に新たな経済協定が結ばれている。
- (43) 調印はそれぞれ一九七〇年および一九七二年。
- (44) Cf. Marsh, P., "The Development of Relations between the EEC and Comecon," in Jones, P. ed., *The International Yearbook of Foreign Policy Analysis*, Vol. 2, Groom Helm, 1975; 細谷千博「ECONとEEC」、『外務省調査月報』、第一八巻、第二号、一九七七年。
- (45) Cf. Dahrendorf, R., "Possibilities and Limits of a European Communities Foreign Policy," p.161.
- (46) The Paris Summit—Final Communiqué, in Pryce, R., *op. cit.*, Appendix.
- (47) Duchêne, F., "The European Community and the Uncertainties of Interdependence," in Kohnstamm, M. et al. eds., *op. cit.*
- (48) ここでは、現実にブロックが形成されているか否かという問題に加えて、他の行動主体によつてそのようなものとし

で懸念をもちつつあるが、この問題を重視すべき。

- (24) Shonfield, A., *Europe: Journey to an Unknown Destination*, Penguin Books, 1973, p.10.
- (25) Dahrendorf, R., "The Foreign Policy of the EEC," *World Today*, February, 1973, p.49.
- (26) たかやま、ノルマンはギリシム・スピンデル、オランダ・ロンドン社、ノルマンは強う利権問題の解決の中心にあり、この国々の交渉は強うノルマン社を行使した。 Cf. Heng, S. "Mediterranean Policy in the Context
.....," p.304.
- (27) 一九七〇年の前「オランダ」井通通商政策開始以前には「第一一一条委員会」が同様の機能をはたしていた。
- (28) Cf. Adams, G., "Community Foreign Policy and Political Integration: Lessons of the African Association,"
in Warnecke, S. ed., *The European Community in the 1970's*, Praeger, 1972.
- (29) Cf. Twitchett, K., *op. cit.*, pp.25—28.
- (30) Cf. Zartman, W., "Europe and Africa: Decolonization or Dependency," *Foreign Affairs*, Vol. 54, No. 2,
1976; Curzon, G. et al., "Neo-Colonialism and the European Economic Community," *Year Book of World
Affairs*, Vol. 25, 1971.

(東京大学・社会学部専任講師)